

# 参 考 资 料

# 目 次

## 1 県職員給与関係資料

平成30年職員給与実態調査の概要	参考-1
第1表 給料表別職員数（性別職員構成）、平均年齢、平均経験年数	参考-2
第2表 平均給与月額	参考-3
第3表 給料表別・級別・学歴別給料月額等	参考-4
第4表 給料表別平均給与月額	参考-6
第5表 給料表別・級別・号給別職員数	参考-8
第6表 給料表別・級別・年齢別職員数	参考-12
第7表 扶養手当支給状況	参考-16
第8表 扶養親族別職員数	参考-17
第9表 通勤手当支給状況	参考-18
第10表 通勤方法別・距離別職員数	参考-19
第11表 住居手当支給状況	参考-20
第12表 単身赴任手当支給状況	参考-20
第13表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	参考-21

## 2 公務員給与比較資料

第14表 東北各県職員の級別給料月額等（行政職）	参考-22
--------------------------	-------

## 3 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	参考-23
第15表 産業別・企業規模別調査対象事業所数	参考-24
第16表 民間における初任給の状況	参考-25
第17表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	参考-26
第18表 民間における初任給の改定状況	参考-45
第19表 民間における家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	参考-46
第20表 民間における家族手当の支給月額の状況	参考-46
第21表 民間における住宅手当の支給状況	参考-46
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-47

## 4 生計費及び労働経済指標関係資料

平成30年4月の標準生計費算定方法	参考-48
第23表 山形市における費目別・世帯人員別標準生計費	参考-49
第24表 労働経済指標	参考-50

# 1 県職員給与関係資料

## 平成30年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、平成30年4月1日現在における職員等の給与の支給状況等を調査したものである。

### (2) 調査の範囲

「山形県職員等の給与に関する条例」の別表第1から別表第6までの各給料表の適用を受ける県職員及び「市町村立学校職員給与負担法」第1条に規定する職員（休職等の職員を除く。）

### (3) 調査の内容

給料額、学歴、年齢、経験年数等

#### 《参考》各給料表の適用される主な職（職員）

行政職	：他の給料表の適用を受けないすべての職員
公安職	：警察官
教育職(1)	：教諭（県立高等学校、特別支援学校）
教育職(2)	：教諭（市町村立小・中学校）
研究職	：試験場等において試験研究業務に従事する職員
医療職(1)	：医師、歯科医師
医療職(2)	：薬剤師、栄養士
医療職(3)	：保健師、看護師
海事職	：練習船等に乗る職員

第1表 給料表別職員数（性別職員構成）、平均年齢、平均経験年数

給料表	職員数等	職員数		平均年齢	平均経験年数
		うち男性（構成比）	うち女性（構成比）		
行政職	3,912	2,736（69.9）	1,176（30.1）	43.5	22.2
公安職	1,926	1,774（92.1）	152（7.9）	38.4	17.5
教育職（1）	2,453	1,462（59.6）	991（40.4）	46.0	23.1
教育職（2）	5,658	2,670（47.2）	2,988（52.8）	46.5	23.7
研究職	260	214（82.3）	46（17.7）	42.1	19.3
医療職（1）	15	8（53.3）	7（46.7）	53.5	27.2
医療職（2）	266	92（34.6）	174（65.4）	40.9	18.3
医療職（3）	110	4（3.6）	106（96.4）	45.3	23.2
海事職	27	26（96.3）	1（3.7）	43.6	23.7
全給料表	14,627	8,986（61.4）	5,641（38.6）	44.3	22.2

第2表 平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員		全職員	
	平成30年	平成29年	平成30年	平成29年
	円	円	円	円
給料	348,060	340,500	368,538	370,859
扶養手当	10,986	9,965	9,814	9,382
管理職手当	8,180	7,170	5,576	5,478
地域手当等	769	620	357	343
住居手当	4,044	4,440	3,893	3,601
その他	5,184	5,000	5,255	5,254
合計 (平均給与月額)	377,223	367,695	393,433	394,917

(注) 1 行政職給料表適用職員については、職種別民間給与実態調査による民間従業員と比較し得た職員の平均給与月額である。

2 給料には、給料の調整額を含む（全職員においては教職調整額を含む。）。また、平成29年の給料には切替えに伴う経過措置額を含む。

3 地域手当等には、異動保障による地域手当を含む。

4 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

第3表 給料表別・級別・学歴別給料月額等

級	学歴	行政職			公安職			教育職(1)			教育職(2)		
		職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額
		人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
1	大学卒	332	25.4	204,707	93	24.1	225,909	34	34.8	274,435			
	短大卒	8	28.5	211,838	1	21.8	203,600	13	31.8	253,169			
	高校卒	191	22.9	180,970	198	22.0	207,776	7	35.3	275,871			
	中学卒												
	計	531	24.6	196,276	292	22.7	213,537	54	34.2	269,502			
2	大学卒	210	30.4	241,247	215	28.8	263,061	2,143	45.4	380,073	4,821	45.2	364,222
	短大卒	3	31.4	236,767	1	28.8	255,400	46	50.0	396,848	115	50.5	391,157
	高校卒	56	30.9	240,741	131	29.3	260,480	52	48.1	383,329	1	42.9	378,900
	中学卒												
	計	269	30.5	241,092	347	29.0	262,065	2,241	45.6	380,493	4,937	45.3	364,853
特 2	大学卒										19	49.6	413,126
	短大卒												
	高校卒												
	中学卒												
	計										19	49.6	413,126
3	大学卒	372	36.1	294,604	216	35.3	303,857	103	53.8	455,906	367	53.3	433,984
	短大卒	2	38.6	293,700				1	59.3	455,900	2	56.7	436,700
	高校卒	143	36.9	298,333	152	34.0	293,443						
	中学卒												
	計	517	36.4	295,632	368	34.8	299,555	104	53.9	455,906	369	53.3	433,999
4	大学卒	463	43.5	364,763	277	43.4	364,957	54	57.6	479,169	332	57.0	450,880
	短大卒	9	49.9	381,144	3	56.3	403,333				1	59.8	445,600
	高校卒	577	46.3	374,563	225	48.0	382,139						
	中学卒												
	計	1,049	45.1	370,294	505	45.5	372,841	54	57.6	479,169	333	57.0	450,864
5	大学卒	620	50.5	395,772	146	49.0	410,876						
	短大卒	4	55.7	399,550	2	57.9	418,700						
	高校卒	408	55.1	399,323	133	52.2	418,507						
	中学卒												
	計	1,032	52.3	397,191	281	50.6	414,543						
6	大学卒	257	55.0	411,267	19	51.8	430,300						
	短大卒	1	57.7	409,200	1	54.8	431,400						
	高校卒	47	56.7	409,779	17	53.3	431,012						
	中学卒												
	計	305	55.2	411,031	37	52.6	430,657						
7	大学卒	129	56.1	439,598	39	55.7	444,800						
	短大卒	1	58.4	434,800									
	高校卒				37	53.9	445,022						
	中学卒												
	計	130	56.1	439,562	76	54.8	444,908						
8	大学卒	61	57.7	465,349	5	57.6	459,280						
	短大卒												
	高校卒				7	56.3	459,214						
	中学卒												
	計	61	57.7	465,349	12	56.8	459,242						
9	大学卒	18	57.4	506,661	4	58.7	478,825						
	短大卒												
	高校卒				4	56.3	479,175						
	中学卒												
	計	18	57.4	506,661	8	57.5	479,000						
合 計	大学卒	2,462	42.9	342,157	1,014	38.4	329,405	2,334	45.9	384,173	5,539	46.4	374,207
	短大卒	28	42.4	316,604	8	48.8	367,225	60	46.2	366,702	118	50.7	392,391
	高校卒	1,422	44.5	343,892	904	38.3	321,275	59	46.6	370,580	1	42.9	378,900
	中学卒												
	計	3,912	43.5	342,605	1,926	38.4	325,746	2,453	46.0	383,419	5,658	46.5	374,587

研究職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			海事職						
職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額				
人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円				
												1	25.3	242,800				
												3	35.9	247,533				
												4	33.3	246,350				
104	30.5	275,279				17	27.3	223,112	5	25.5	233,980							
						26	25.9	213,712				2	29.1	278,900				
1	34.1	289,300				1	29.3	228,400				2	34.5	296,000				
105	30.5	275,412				44	26.5	217,677	5	25.5	233,980	4	31.8	287,450				
/			/			/			/			/						
109	47.2	388,029	7	47.3	502,871	18	33.8	273,700	7	31.2	273,514	1	40.2	376,800				
1	48.5	390,000				29	31.9	263,824	11	35.8	293,573							
3	50.8	389,667										7	43.7	377,729				
												1	46.2	342,800				
113	47.3	388,090	7	47.3	502,871	47	32.6	267,606	18	34.0	285,772	9	43.6	373,744				
39	57.0	426,751	8	58.9	562,888	13	39.2	317,654	6	36.1	316,400							
1	58.3	420,600				17	37.9	318,918	1	38.5	323,100	5	52.2	423,060				
						1	38.7	319,200				4	52.2	418,800				
40	57.0	426,598	8	58.9	562,888	31	38.5	318,397	7	36.4	317,357	9	52.2	421,167				
2	59.9	465,450	/			63	45.9	382,298	23	46.1	375,583							
						55	48.6	384,158	50	50.7	390,720	1	56.2	459,500				
						4	48.5	379,500										
2	59.9	465,450							122	47.2	383,045	73	49.3	385,951	1	56.2	459,500	
/									14	54.8	408,514	5	57.2	421,060	/			
									2	58.5	407,500	2	55.5	419,000				
									16	55.3	408,388	7	56.7	420,471				
						6	58.3	434,483										
									6	58.3	434,483							
									/									
254	41.9	348,419	15	53.5	534,880	131	42.7	345,495	46	41.5	341,883	1	40.2	376,800				
2	53.4	405,300				129	39.0	314,517	64	48.1	373,850	9	44.5	375,044				
4	46.6	364,575				6	43.6	344,267				16	43.2	353,369				
												1	46.2	342,800				
260	42.1	349,105	15	53.5	534,880	266	40.9	330,444	110	45.3	360,482	27	43.6	361,070				

第4表 給料表別平均給与月額

年 給 与 月 額 給 料 表	平成30年4月1日現在									
	給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	教 職 調 整 額	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当 等	住 居 手 当	教 員 特 別 手 当	そ の 他	合 計
行政職	342,605	172		10,593	7,727	799	4,524		5,124	371,544
公安職	325,746	49		11,810	2,281	312	3,752		7,930	351,880
教育職(1)	383,419	3,074	14,076	10,920	3,165		4,329	5,617	4,106	428,706
教育職(2)	374,587	1,117	12,691	8,295	6,079		3,155	5,977	4,302	416,203
研究職	349,105	480		10,402	9,472		5,600		5,510	380,569
医療職(1)	534,880	19,920		11,633	57,333	99,803	1,800		248,291	973,660
医療職(2)	330,444	16,991		7,188	4,086		5,636		5,858	370,203
医療職(3)	360,482	9,133		5,386	3,309		4,820		3,853	386,983
海事職	361,070			9,870			1,259			372,199
全給料表	359,861	1,407	7,270	9,814	5,576	357	3,893	3,254	5,255	396,687

- (注) 1 平成29年の給料月額には、切替に伴う経過措置額を含む。  
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当を含む。  
 3 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。



平成29年4月1日現在

給料 月額	給料の 調整額	教職 調整額	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当等	住居 手当	教員 特別 手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
344,060	188		10,267	7,517	640	4,286		5,088	372,046
328,121	67		12,090	2,319	545	2,931		8,238	354,311
382,753	3,125	14,055	10,091	3,068		4,178	5,595	4,184	427,049
378,036	1,122	12,861	7,795	5,978		3,006	6,053	4,375	419,226
352,596	393		10,275	10,139	219	5,263		5,548	384,433
532,027	21,707		9,533	53,220	98,638			231,176	946,301
328,013	16,608		5,565	4,261		4,593		3,843	362,883
358,422	9,398		4,977	2,846		3,528		3,647	382,818
359,589			11,593			1,000			372,182
362,021	1,431	7,407	9,382	5,478	343	3,601	3,313	5,254	398,230

第5表 給料表別・級別・号給別職員数（その1）

給料表	号給	級																							
		1	5	9	13	17	21	25	29	33	37	41	45	49	53	57	61	65	69	73	77	81	85	89	
		4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	84	88	92	
行政職	1			37	13	30	17	17	136	23	84	68	52	15	19	10	2	3	1	1	1		1		
	2	1			10	43	49	33	53	40	25	6	6		1	2									
	3					3	46	52	69	57	81	69	47	54	28	3		3	1	1	1	1			
	4							1		4	30	70	75	107	93	108	135	113	106	43	45	70	15	16	
	5	1												1	13	38	25	65	97	78	113	109	162	151	
	6											1		69	88	69	35	11	15	5	11	1			
	7			2						54	26	18	1	2	5	7	12	3							
	8					4	9	29	17	2															
	9			1	16			1																	
	計																								
公安職	1		24	27	5	34	23	77	60	12	6	7	4	3	6	1	3								
	2							44	14	36	42	46	30	41	26	14	19	21	10	2	1		1		
	3			1	1	1	3	6	6	27	20	24	28	27	33	36	42	23	26	21	17	8	6	6	
	4						2	3	5	11	15	15	25	30	23	22	19	18	16	14	10	32	16	11	
	5							2		6	5	4	10	5	9	14	14	12	10	27	18	27	27	32	
	6																	3	2	2	3	2	11	4	8
	7														2	13	5	10	10	7	6	10	3	10	
	8													9	2	1									
	9								8																
	計																								
教育職(1)	1					1			1	2	1	3	4	2	3	3	2	5	3	6	5	5	1	4	
	2	9	17	15	27	27	25	32	30	38	24	26	38	34	33	35	48	61	47	50	59	56	73	66	
	3													1	2	17	31	18	12	11	12				
	4							7	21	5	21														
	計																								
教育職(2)	1																								
	2			1	73	115	94	119	112	98	59	87	74	88	79	61	64	54	50	54	77	75	75	71	
	特2															1	1		1	1	2	2	7		
	3																1	15	81	113	56	23	19		
	4					4	139	53	33	29	75														
	計																								

93 5 96	97 5 100	101 5 104	105 5 108	109 5 112	113 5 116	117 5 120	121 5 124	125 5 128	129 5 132	133 5 136	137 5 140	141 5 144	145 5 148	149 5 152	153 5 156	157 5 160	161 5 164	165 5 168	169	計	平均 給料 月額
1																				531 <sup>人</sup>	196,276 <sup>円</sup>
																				269	241,092
					1															517	295,632
18																				1,049	370,294
179																				1,032	397,191
																				305	411,031
																				130	439,562
																				61	465,349
																				18	506,661
																				3,912	342,605
																				292	213,537
																				347	262,065
6																				368	299,555
13	7	19	20	20	31	56	34	18												505	372,841
59																				281	414,543
2																				37	430,657
																				76	444,908
																				12	459,242
																				8	479,000
																				1,926	325,746
1	1			1																54	269,502
93	72	78	87	81	116	170	180	167	160	141	26									2,241	380,493
																				104	455,906
																				54	479,169
																				2,453	383,419
82	94	87	115	90	86	120	134	195	369	484	367	491	483	152	6	2				4,937	364,853
4																				19	413,126
61																				369	433,999
																				333	450,864
																				5,658	374,587

給料表別・級別・号給別職員数（その2）

給料表 級	号給	1	5	9	13	17	21	25	29	33	37	41	45	49	53	57	61	65	69	73	77	81	85	89	
	級	4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	84	88	92	
研究職	1																								
	2		9	1	11	3	8	5	4	12	4	7	6	2	6	6	10	7		2	2				
	3									7	4	5	5	11	3	4	3		9	9	4	16	13	8	12
	4												14	16	3	5	2								
	5							2																	
	計																								
医療職(1)	1																								
	2																								
	3						1				1			1	1	1		1						1	
	4											1		2	1	1		3							
	計																								
医療職(2)	1																								
	2		6	6	4	13	7	3	3				1		1										
	3		2	1		6	8	4	4	5	8	3	4			2									
	4						1				5	3	11	5	4	2									
	5											2	9	7	12	12	14	11	7	6	7	7	9	19	
	6												5	7	2	1	1								
	7							4	2																
計																									
医療職(3)	1																								
	2					2			3																
	3			2	1	1	1		2	1	3		3	2	2										
	4									2	2	2	1												
	5							2	2	3	1	3		1	5	2	6	5		5	7	6	2	6	
	6											3	3	1											
計																									
海事職	1				1					1									2						
	2						1		1	1				1											
	3										1					1	2		1	1	1	1	1		
	4											3			1	1	1	1			1		1		
	5																			1					
計																									

93 S 96	97 S 100	101 S 104	105 S 108	109 S 112	113 S 116	117 S 120	121 S 124	125 S 128	129 S 132	133 S 136	137 S 140	141 S 144	145 S 148	149 S 152	153 S 156	157 S 160	161 S 164	165 S 168	169	計	平均 給料 月額
																				人	円
																				105	275,412
																				113	388,090
																				40	426,598
																				2	465,450
																				260	349,105
																				7	502,871
																				8	562,888
																				15	534,880
																				44	217,677
																				47	267,606
																				31	318,397
																				122	383,045
																				16	408,388
																				6	434,483
																				266	330,444
																				5	233,980
																				18	285,772
																				7	317,357
																				73	385,951
17																				7	420,471
																				110	360,482
																				4	246,350
																				4	287,450
																				9	373,744
																				9	421,167
																				1	459,500
																				27	361,070

第6表 給料表別・級別・年齢別職員数（その1）

給料表 級	年 齢		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	行 政 職	1	10	31	26	26	65	78	78	71	67	22	17	10	7	6	3	3	1		4	2	1	2	1
2								1			45	44	55	43	27	17	12	6	1	2	2	3	1	4	
3																23	43	47	62	67	71	68	51	41	11
4																							15	31	60
5															1										
6																									
7																			1			1			
8																									
9																									
計		10	31	26	26	65	78	79	71	67	67	61	65	51	56	63	62	70	68	77	73	70	75	76	
公 安 職	1	23	28	33	27	68	62	16	4	4	7	3	4	5	2	2		2	2						
	2							41	37	42	44	41	28	29	21	9	20	8	7	3	5	5	4	2	
	3						1	1	2	8	8	23	19	25	24	25	33	35	22	25	22	22	22	11	
	4											1	3	5	6	15	18	18	16	26	15	24	23	14	
	5																		3	1	6	6	6	3	
	6																								
	7																								
	8																								
	9																								
	計	23	28	33	27	68	63	58	43	54	59	68	54	64	53	51	71	63	50	55	48	57	55	30	
教 育 職 (1)	1				1			1		3	1	2	3	4	2	3	4	3	4	7	4	4	4	1	
	2					9	15	16	25	30	24	30	34	29	34	28	32	26	38	43	40	49	61	70	
	3																								
	4																								
	計				1	9	15	17	25	33	25	32	37	33	36	31	36	29	42	50	44	53	65	71	
教 育 職 (2)	1																								
	2					74	103	93	101	118	85	90	89	85	89	55	70	64	38	69	70	71	91	82	
	特2																								
	3																								
	4																								
計					74	103	93	101	118	85	90	89	85	89	55	70	64	38	69	70	71	91	82		

41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60歲以上	計	平均年齡	
																				531 <sup>人</sup>	24.6 <sup>歲</sup>	
2	2		1				1													269	30.5	
12		8	5	1	2	2	2						1							517	36.4	
75	109	104	127	142	104	88	67	49	31	19	13	6	6	3						1,049	45.1	
		1	4	18	46	92	79	66	99	84	72	96	70	81	95	57	36	35		1,032	52.3	
		1				1	1	2	8	11	47	40	26	44	40	26	34	24		305	55.2	
											3	7	18	32	23	16	11	18		130	56.1	
	1													6	13	11	8	22		61	57.7	
			1							1					1	4	4	7		18	57.4	
89	112	114	138	161	152	183	150	117	138	115	135	149	121	166	172	114	93	106		3,912	43.5	
																					292	22.7
1																					347	29.0
11	10	11	8																		368	34.8
25	14	21	16	15	12	9	10	15	16	13	18	15	17	22	25	20	21	17		505	45.5	
4	8	18	13	10	11	9	10	9	12	16	10	16	21	16	17	17	20	19		281	50.6	
			2	2		4	2	2	2	3	1	2	3	2	3	5	3	1		37	52.6	
					1	2	1	3	2	5	9	8	5	6	6	10	14	4		76	54.8	
											2	1	1		1	1	2	4		12	56.8	
														2	1	2	1	2		8	57.5	
41	32	50	39	27	24	24	23	29	32	37	40	42	47	48	53	55	61	47		1,926	38.4	
	2	1																			54	34.2
57	66	100	90	91	114	93	88	84	110	77	92	93	62	91	78	75	75	72		2,241	45.6	
						2	1	6	6	15	11	14	14	8	9	6	7	5		104	53.9	
												1	4	4	6	15	7	17		54	57.6	
57	68	101	90	91	114	95	89	90	116	92	103	108	80	103	93	96	89	94		2,453	46.0	
89	103	96	126	133	142	162	167	190	197	241	195	217	244	239	239	226	193	201		4,937	45.3	
1			2	1	2		2	5	1		2	1						2		19	49.6	
				1	4	8	17	23	33	42	56	44	37	31	25	9	15	24		369	53.3	
										3	12	19	26	39	35	63	78	58		333	57.0	
90	103	96	128	135	148	170	186	218	231	286	265	281	307	309	299	298	286	285		5,658	46.5	

給料表別・級別・年齢別職員数（その2）

給料表 級	年 齢																						
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
研究職	1																						
	2				3	7	6	4	8	7	10	5	8	7	4	3	6	9	9	3	4	1	1
	3																			2	2	7	5
	4																						
	5																						
	計					3	7	6	4	8	7	10	5	8	7	4	3	6	9	9	5	6	8
医療職(1)	1																						
	2																						
	3																		1				
	4																						
	計																		1				
医療職(2)	1																						
	2					4	11	6	12	2	2	4			2			1					
	3									3		9	4	5	7	6	5	2		1	2		2
	4															1	3			12	2	5	5
	5																				2	1	5
	6																						
	7																						
	計						4	11	6	12	5	2	13	4	5	9	6	6	6		13	6	6
医療職(3)	1																						
	2					2			2	1													
	3									2	2			1		4	1	1	1	4	2		
	4															1	3	1			1	1	
	5																		2	2	3	1	1
	6																						
	計						2			2	3	2			1		4	2	4	4	6	6	2
海事職	1			1				1															
	2										1		1	1							1		
	3																					2	1
	4																						
	5																						
	計				1				1			1		1	1							1	2



41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歲 以上	計	平均年齡	
																					人	歲
																					105	30.5
10	4	1	5	6	10	5	10	8	11	9	4	4	3	1	2	1	3			113	47.3	
										1		3	2	4	7	6	13	4		40	57.0	
																		2		2	59.9	
10	4	1	5	6	10	5	10	8	11	10	4	7	5	5	9	7	16	6		260	42.1	
			1				2	2											1	7	47.3	
										1				1	2				4	8	58.9	
			1				2	2		1				1	2				5	15	53.5	
																					44	26.5
1																					47	32.6
2	1																				31	38.5
6	7	9	13	18	10	5	5	8	9	5	6	2	1	1	3	2	2	2		122	47.2	
										2	2	2	1	2	2		4	1		16	55.3	
														1			3	2		6	58.3	
9	8	9	13	18	10	5	5	8	9	7	8	4	2	4	5	2	9	5		266	40.9	
																					5	25.5
																					18	34.0
																					7	36.4
1			6		2	5		6	7	4	6	4	6	7	5	1	2		2	73	49.3	
														1	1	3		1	1	7	56.7	
1			6		2	5		6	7	4	6	4	6	8	6	4	2	1	3	110	45.3	
		1	1																		4	33.3
																					4	31.8
			2		1	2		1												9	43.6	
					1			1		2	3		1			1				9	52.2	
															1					1	56.2	
		1	3		1	3		1	1	2	3		1		1	1				27	43.6	

第7表 扶養手当支給状況

区	分	合 計	行 政 職	公 安 職	教育職(1)	教育職(2)	そ の 他
受 給 者		6,872 <sup>人</sup> ( 47.0)	1,953 ( 49.9)	1,153 ( 59.9)	1,228 ( 50.1)	2,267 ( 40.1)	271 ( 40.0)
	受給者1人当たり 平均手当額	20,890 <sup>円</sup>	21,219	19,727	21,813	20,702	20,849
扶 養 親 族	配 偶 者	2,776 <sup>人</sup>	826	835	423	606	86
	子	9,976 <sup>人</sup>	2,822	1,532	1,920	3,286	416
	父 母 等	936 <sup>人</sup>	324	52	178	348	34
	扶 養 親 族 合 計	13,688 <sup>人</sup>	3,972	2,419	2,521	4,240	536
	うち特定期間 にある子	3,933 <sup>人</sup>	1,149	332	736	1,574	142
非 受 給 者	7,755 <sup>人</sup> ( 53.0)	1,959 ( 50.1)	773 ( 40.1)	1,225 ( 49.9)	3,391 ( 59.9)	407 ( 60.0)	
合 計	14,627 <sup>人</sup> ( 100.0)	3,912 ( 100.0)	1,926 ( 100.0)	2,453 ( 100.0)	5,658 ( 100.0)	678 ( 100.0)	
1人当たり平均手当額	9,814 <sup>円</sup>	10,593	11,810	10,920	8,295	8,333	

(注) 1 ( )内は、全職員を100としたときの割合(%)である。

2 「特定期間にある子」とは、扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子である。

第8表 扶養親族別職員数

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教育職(1)	教育職(2)	そ の 他
扶 養 手 当 受 給 者	6,872 <sup>人</sup>	1,953	1,153	1,228	2,267	271
う ち 扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者 を 有 す る 者	2,776 <sup>人</sup>	826	835	423	606	86
う ち 扶 養 親 族 で あ る 子 子 を 有 す る 者	5,641 <sup>人</sup>	1,604	860	1,056	1,888	233
う ち 配 偶 者 ・ 子 以 外 の 扶 養 親 族 を 有 す る 者	723 <sup>人</sup>	248	42	130	276	27

第9表 通勤手当支給状況

区 分		合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他	
受 給 者	交通 機 関 利 用 者	バ ス	48 [ 0.4 ]	36 [ 1.1 ]	1 [ 0.1 ]	8 [ 0.3 ]	2 [ 0.0 ]	1 [ 0.1 ]
		鉄 道	50 [ 0.4 ]	36 [ 1.1 ]	2 [ 0.1 ]	6 [ 0.3 ]	0 [ 0.0 ]	6 [ 1.0 ]
		小 計	98 [ 0.8 ]	72 [ 2.2 ]	3 [ 0.2 ]	14 [ 0.6 ]	2 [ 0.0 ]	7 [ 1.1 ]
	交 通 用 具 使 用 者	自 動 車	12,473 [ 98.7 ]	3,262 [ 96.7 ]	1,295 [ 99.7 ]	2,183 [ 99.0 ]	5,134 [ 99.8 ]	599 [ 97.4 ]
		自 転 車	38 [ 0.3 ]	23 [ 0.7 ]	1 [ 0.1 ]	5 [ 0.2 ]	8 [ 0.2 ]	1 [ 0.2 ]
		自動二輪	6 [ 0.0 ]	3 [ 0.1 ]	0 [ 0.0 ]	2 [ 0.1 ]	0 [ 0.0 ]	1 [ 0.2 ]
		小 計	12,517 [ 99.0 ]	3,288 [ 97.5 ]	1,296 [ 99.8 ]	2,190 [ 99.3 ]	5,142 [ 100.0 ]	601 [ 97.8 ]
	併 用 者	20 [ 0.2 ]	11 [ 0.3 ]	0 [ 0.0 ]	2 [ 0.1 ]	0 [ 0.0 ]	7 [ 1.1 ]	
	計	12,635 [ 100.0 ] ( 86.4 )	3,371 [ 100.0 ] ( 86.2 )	1,299 [ 100.0 ] ( 67.4 )	2,206 [ 100.0 ] ( 89.9 )	5,144 [ 100.0 ] ( 90.9 )	615 [ 100.0 ] ( 90.7 )	
	受給者1人 当たり平均 手 当 額	8,688 円	10,116	6,711	9,749	7,510	11,083	
非 受 給 者	1,992 ( 13.6 )	541 ( 13.8 )	627 ( 32.6 )	247 ( 10.1 )	514 ( 9.1 )	63 ( 9.3 )		
合 計	14,627 ( 100.0 )	3,912 ( 100.0 )	1,926 ( 100.0 )	2,453 ( 100.0 )	5,658 ( 100.0 )	678 ( 100.0 )		
1 人 当 た り 平 均 手 当 額	7,505 円	8,717	4,526	8,767	6,828	10,053		

(注) ( ) 内は、全職員を100としたときの割合 (%)、[ ] 内は、受給者を100としたときの割合 (%) である。

第10表 通勤方法別・距離別職員数

区 分		合 計	通勤距離 (k m)							
			2以上 6未満	6以上 10未満	10以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上
交利 通 機 関 者	バ ス	48 <sup>人</sup>	29	5	5	3				6
	鉄 道	50 <sup>人</sup>	4	7	20	4	5	4	3	3
	計	98 <sup>人</sup>	33	12	25	7	5	4	3	9
交使 通 用 具 者	自 動 車	12,473 <sup>人</sup>	4,335	2,458	3,577	1,253	413	278	84	75
	自 転 車	38 <sup>人</sup>	32	4	1	1				
	自動二輪	6 <sup>人</sup>	6							
	計	12,517 <sup>人</sup>	4,373	2,462	3,578	1,254	413	278	84	75
併 用 者		20 <sup>人</sup>			2	2	2	1	5	8
合 計		12,635 <sup>人</sup>	4,406	2,474	3,605	1,263	420	283	92	92

第11表 住居手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他
受 給 者	2,274 <sup>人</sup> ( 15.5 )	710 ( 18.1 )	290 ( 15.1 )	419 ( 17.1 )	713 ( 12.6 )	142 ( 20.9 )
受給者1人当たり 平均手当額	25,039 <sup>円</sup>	24,925	24,920	25,346	25,035	24,974
非 受 給 者	12,353 <sup>人</sup> ( 84.5 )	3,202 ( 81.9 )	1,636 ( 84.9 )	2,034 ( 82.9 )	4,945 ( 87.4 )	536 ( 79.1 )
自 宅	10,262 <sup>人</sup> ( 70.2 )	2,658 ( 68.0 )	665 ( 34.5 )	1,804 ( 73.5 )	4,723 ( 83.5 )	412 ( 60.8 )
借 家 ・ 借 間	543 <sup>人</sup> ( 3.7 )	155 ( 4.0 )	28 ( 1.4 )	116 ( 4.7 )	208 ( 3.7 )	36 ( 5.3 )
公 舎 等	1,548 <sup>人</sup> ( 10.6 )	389 ( 9.9 )	943 ( 49.0 )	114 ( 4.7 )	14 ( 0.2 )	88 ( 13.0 )
合 計	14,627 <sup>人</sup> ( 100.0 )	3,912 ( 100.0 )	1,926 ( 100.0 )	2,453 ( 100.0 )	5,658 ( 100.0 )	678 ( 100.0 )
1 人 当 た り 平 均 手 当 額	3,893 <sup>円</sup>	4,524	3,752	4,329	3,155	5,231

(注) 1 ( ) 内は、全職員を100としたときの割合 (%) である。

2 公舎等には、駐在所、警察学校の寮等に居住する者を含む。

《参考》 単身赴任している職員の配偶者が居住する借家・借間に係る住居手当の支給状況

配偶者の居住する借家・借間	受 給 者	手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 額
	17 <sup>人</sup>	12,953 <sup>円</sup>

第12表 単身赴任手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他
受 給 者	314 <sup>人</sup> ( 2.1 )	73 ( 1.9 )	193 ( 10.0 )	12 ( 0.5 )	23 ( 0.4 )	13 ( 1.9 )
受給者1人当たり 平均手当額	34,204 <sup>円</sup>	37,562	32,819	33,333	34,870	35,538
非 受 給 者	14,313 <sup>人</sup> ( 97.9 )	3,839 ( 98.1 )	1,733 ( 90.0 )	2,441 ( 99.5 )	5,635 ( 99.6 )	665 ( 98.1 )
合 計	14,627 <sup>人</sup> ( 100.0 )	3,912 ( 100.0 )	1,926 ( 100.0 )	2,453 ( 100.0 )	5,658 ( 100.0 )	678 ( 100.0 )
1 人 当 た り 平 均 手 当 額	734 <sup>円</sup>	701	3,289	163	142	681

(注) ( ) 内は、全職員を100としたときの割合 (%) である。

第13表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		行政職	119		14		100	5			
公安職	64				21	43					
教育職(1)	115	11	104								
教育職(2)	77		77								
研究職	4		3		1						
医療職(1)											
医療職(2)	15		1		11		3				
医療職(3)	1				1						
海事職											
給料表計	395										

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		行政職	27		1		25		1		
公安職	2					2					
教育職(1)	9		9								
教育職(2)	38		38								
研究職	1		1								
医療職(1)											
医療職(2)											
医療職(3)											
海事職											
給料表計	77										

## 2 公務員給与比較資料

第14表 東北各県職員の級別給料月額等（行政職）

項目 \ 級		級										計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
山形	構成比	13.6%	6.9	13.2	26.8	26.4	7.8	3.3	1.5	0.5		100.0
	経験年数	3.5年	8.6	14.6	24.7	31.1	32.9	33.1	34.9	34.4		22.2
	年齢	24.6歳	30.5	36.4	45.1	52.3	55.2	56.1	57.7	57.4		43.5
	給料月額	196,276円	241,092	295,632	370,294	397,191	411,031	439,562	465,349	506,661		342,605
青森	構成比	17.4%	12.6	16.5	27.5	14.3	6.7	3.3	1.1	0.6	0.0	100.0
	経験年数	3.6年	9.3	19.3	25.6	32.0	33.4	33.6	35.5	34.4	0.0	20.5
	年齢	24.5歳	31.1	40.5	47.1	52.7	54.7	55.8	57.7	57.4	0.0	41.8
	給料月額	186,896円	232,682	310,983	367,531	392,107	405,240	427,324	454,541	495,975	0	319,553
岩手	構成比	17.4%	12.1	10.9	26.9	20.9	4.8	4.8	1.6	0.5	0.1	100.0
	経験年数	2.9年	10.7	19.3	24.3	30.4	33.2	33.6	34.4	34.0	37.3	20.8
	年齢	23.6歳	32.0	40.0	44.8	51.3	54.1	55.3	56.5	56.6	58.5	41.6
	給料月額	186,625円	243,830	310,304	363,715	393,565	405,171	432,494	461,826	500,568	528,225	326,521
宮城	構成比	14.3%	14.7	12.1	25.5	21.4	6.5	3.3	1.7	0.5	0.0	100.0
	経験年数	3.4年	7.9	16.0	24.6	31.1	33.1	33.9	34.7	33.8	37.1	20.6
	年齢	23.3歳	29.8	37.2	45.0	51.6	53.8	55.2	56.7	56.6	59.0	41.3
	給料月額	186,824円	232,197	296,957	366,366	392,391	405,732	432,889	463,502	506,483	539,600	325,323
秋田	構成比	14.2%	11.3	9.8	29.1	25.9	6.5	1.4	1.2	0.6		100.0
	経験年数	2.8年	8.4	17.2	23.8	30.2	34.5	33.8	34.9	31.5		21.1
	年齢	23.9歳	30.6	38.3	44.1	51.4	56.1	56.3	57.5	56.3		42.2
	給料月額	182,187円	235,788	300,067	364,847	394,504	401,309	429,595	453,281	493,439		330,842
福島	構成比	12.6%	13.0	12.2	35.6	11.1	12.0	2.2	0.8	0.5	0.0	100.0
	経験年数	2.6年	6.3	13.7	25.5	31.2	30.9	32.6	33.1	33.9	34.5	20.2
	年齢	24.1歳	28.9	36.1	46.8	52.6	53.5	55.3	55.9	56.8	57.5	42.1
	給料月額	193,997円	228,025	283,432	372,371	399,935	418,172	440,695	466,868	505,208	535,000	331,870

(注) 給料月額には、切替に伴う差額を含む。



### 3 民間給与関係資料

#### 平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

##### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

##### (2) 調査機関

山形県人事委員会及び人事院

##### (3) 調査の範囲

- ア 調査対象事業所 平成30年4月分最終給与締切日現在において、全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 550事業所
- イ 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

##### (4) 調査対象の抽出

- ア 標本事業所の抽出 (3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により11層に層化し、これらの層から154事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
- イ 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

##### (5) 集計

- ア 調査実人員 初任給関係141人（行政職に相当する調査実人員135人）、初任給関係以外の調査職種4,303人（行政職に相当する調査実人員3,896人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、18,027人であり、行政職に相当するものは15,189人である。）
- イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。
- ウ 全国の数値は、人事院が公表したものである。

第15表 産業別・企業規模別調査対象事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満
		事業所	事業所	事業所	事業所
農業、林業、漁業		0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業		37 ( 15 )	4 ( 2 )	19 ( 7 )	14 ( 6 )
製造業		278 ( 95 )	40 ( 16 )	158 ( 51 )	80 ( 28 )
電気・ガス・ 熱供給・水道業		9 ( 2 )	8 ( 2 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )
情報通信業		11 ( 4 )	4 ( 1 )	5 ( 3 )	2 ( 0 )
運輸業、郵便業		40 ( 9 )	17 ( 2 )	16 ( 4 )	7 ( 3 )
卸売業、小売業		13 ( 2 )	4 ( 1 )	7 ( 1 )	2 ( 0 )
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業		12 ( 5 )	11 ( 5 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業		150 ( 22 )	40 ( 7 )	76 ( 12 )	34 ( 3 )
合 計		550 ( 154 )	128 ( 36 )	283 ( 78 )	139 ( 40 )

(注) 1 ( )内は、抽出した標本事業所数である。

2 抽出した154事業所のうち、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1、調査不能の事業所が12あったため、141事業所の調査となった。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表 民間における初任給の状況

職 種	学 歴	山 形 県				全 国			
		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	200,162	208,306	196,244	181,857	200,888	204,625	198,457	196,605
	短 大 卒	169,084	175,500	166,795	-	176,701	178,021	175,690	175,695
	高 校 卒	157,406	154,986	158,466	154,250	161,223	164,244	159,702	158,860
新 卒 技 術 者	大 学 卒	205,400	210,698	202,751	180,373	204,160	208,978	201,471	198,713
	短 大 卒	167,575	156,200	170,495	164,000	184,471	186,523	183,393	180,452
	高 校 卒	157,760	162,000	158,981	154,238	165,890	167,199	165,145	165,019
新 卒 事 務 員 ・ 新 卒 技 術 者 計	大 学 卒	202,552	209,448	199,329	181,412	202,013	206,067	199,499	197,414
	短 大 卒	168,377	169,046	168,520	164,000	180,634	182,368	179,477	178,334
	高 校 卒	157,568	158,283	158,661	154,242	163,551	165,741	162,353	162,055

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第17表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	支 店 長	8	52.3	706,837	2,555	704,282	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	51.3	801,438	0	801,438	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	55.0	423,033	10,220	412,813	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	2	56.0	685,342	0	685,342	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	83	53.2	601,958	4,852	597,106	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
	大 学 卒	52	52.7	656,031	6,646	649,385	
	短 大 卒	6	55.3	585,293	0	585,293	
	高 校 卒	25	53.6	493,484	2,284	491,200	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	72	52.9	589,962	3,037	586,925	同 上
	大 学 卒	43	53.6	670,800	1,301	669,499	
	短 大 卒	7	49.8	460,967	18,382	442,585	
	高 校 卒	21	52.2	480,861	905	479,956	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事 務 部 次 長	78	50.6	596,020	22,595	573,425	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	大 学 卒	64	50.3	632,639	24,021	608,618	
	短 大 卒	2	52.0	390,439	0	390,439	
	高 校 卒	12	52.2	434,981	18,755	416,226	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	33	49.6	496,605	11,528	485,077	同 上
	大 学 卒	14	50.1	533,257	412	532,845	
	短 大 卒	8	48.4	503,833	23,809	480,024	
	高 校 卒	11	49.8	444,701	16,745	427,956	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職 種	事 務 課 長	174	49.9	513,919	3,706	510,213	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	93	48.6	561,750	3,808	557,942	
	短 大 卒	13	52.9	437,135	449	436,686	
	高 校 卒	68	51.3	463,181	4,190	458,991	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	185	50.1	506,319	8,822	497,497	同 上
	大 学 卒	78	50.4	632,331	6,078	626,253	
	短 大 卒	19	48.8	448,995	9,282	439,713	
	高 校 卒	88	50.0	407,004	11,154	395,850	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

(注) 「中間職（部長-課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 する 給 与		(A) - (B)		
			(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 係 関 係 職 種	事務課長代理	59	48.9	458,382	15,791	442,591	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	大学卒	39	48.5	468,370	16,630	451,740	
	短大卒	4	45.3	418,319	3,953	414,366	
	高校卒	16	50.8	444,053	16,707	427,346	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	61	47.9	463,359	38,849	424,510	同上
	大学卒	30	46.9	490,545	36,242	454,303	
	短大卒	11	46.2	411,220	54,786	356,434	
	高校卒	20	50.2	451,258	33,996	417,262	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務係長	事務係長	355	45.8	405,744	54,757	350,987	係の長及び係長級専門職
	大学卒	149	43.9	443,853	60,180	383,673	
	短大卒	43	45.7	382,888	53,578	329,310	
	高校卒	162	47.7	376,168	49,762	326,406	
	中学卒	*	*	*	*	*	
技術係長	技術係長	283	45.6	403,512	63,431	340,081	同上
	大学卒	106	44.5	417,999	66,182	351,817	
	短大卒	31	45.7	393,361	65,620	327,741	
	高校卒	145	46.4	396,246	61,271	334,975	
	中学卒	*	*	*	*	*	

(注) 「中間職（課長-係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事 務 主 任	253	42.5	354,002	36,325	317,677	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	大 学 卒	117	40.1	362,566	38,026	324,540	
	短 大 卒	44	42.5	324,536	32,948	291,588	
	高 校 卒	91	45.6	358,587	35,970	322,617	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術	技 術 主 任	134	40.9	349,130	58,812	290,318	同 上
	大 学 卒	45	38.1	356,221	60,446	295,775	
	短 大 卒	18	40.4	334,716	59,300	275,416	
	高 校 卒	71	42.8	348,289	57,653	290,636	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 員	1,206	39.9	274,851	29,269	245,582	
	大 学 卒	395	35.2	301,232	35,018	266,214	
	短 大 卒	179	39.9	246,484	22,126	224,358	
	高 校 卒	624	42.6	266,296	27,748	238,548	
	中 学 卒	8	51.6	274,379	23,806	250,573	
職 種	技 術 係 員	910	38.4	310,573	48,023	262,550	
	大 学 卒	338	36.2	349,230	59,817	289,413	
	短 大 卒	121	35.6	267,306	39,005	228,301	
	高 校 卒	447	40.6	292,259	41,389	250,870	
	中 学 卒	4	53.8	399,573	65,489	334,084	

(注) 「中間職（係長-係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。

2 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	8	52.3	706,837	2,555	704,282	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
事 大 学 卒	6	51.3	801,438	0	801,438	
務 短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	2	55.0	423,033	10,220	412,813	
工 場 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
術 中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	44	53.8	719,411	691	718,720	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
関 大 学 卒	33	53.3	754,213	497	753,716	
短 大 卒	3	53.5	693,436	0	693,436	
係 高 校 卒	8	55.9	585,591	1,750	583,841	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 技 術 部 長	23	54.1	764,356	1,448	762,908	同 上
大 学 卒	20	54.1	790,672	716	789,956	
種 短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	2	53.5	577,200	9,500	567,700	
中 学 卒	-	-	-	-	-	



職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事務部次長	58	49.9	650,450	26,505	623,945	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	大学卒	58	49.9	650,450	26,505	623,945	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部次長	16	52.2	558,526	2,024	556,502	同 上
	大学卒	8	51.6	549,856	299	549,557	
	短大卒	4	53.8	619,493	7,500	611,993	
	高校卒	4	51.8	514,900	0	514,900	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係 職 種	事務課長	100	49.7	577,161	4,435	572,726	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	67	48.4	608,373	5,286	603,087	
	短大卒	5	54.5	452,946	1,166	451,780	
	高校卒	28	52.0	524,655	2,981	521,674	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職 種	技術課長	81	51.0	657,497	7,797	649,700	同 上
	大学卒	55	50.4	726,326	6,066	720,260	
	短大卒	3	49.8	555,985	1,405	554,580	
	高校卒	23	52.5	506,147	12,770	493,377	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考		
			きま って 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) - (B)			
							(A)	(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	32	50.3	526,990	7,106	519,884	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）	
	大学卒	23	49.9	533,143	9,858	523,285		
	短大卒	2	48.5	483,798	50	483,748		
	高校卒	7	52.2	519,113	79	519,034		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	38	48.4	529,701	40,421	489,280		同 上
	大学卒	24	47.3	528,425	44,255	484,170		
	短大卒	4	45.8	514,190	51,938	462,252		
	高校卒	10	52.1	538,969	26,614	512,355		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事 務 関 係 職 種	事務係長	180	46.2	458,440	68,567	389,873	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	90	44.3	497,672	76,115	421,557		
	短大卒	18	46.4	411,870	63,466	348,404		
	高校卒	72	48.6	421,044	60,407	360,637		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	117	47.1	457,244	71,455	385,789	同 上	
	大学卒	51	44.7	453,191	77,860	375,331		
	短大卒	10	49.4	431,951	42,633	389,318		
	高校卒	56	48.9	465,452	70,769	394,683		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) - (B)		
							(A)
事 務	事 務 主 任	112	42.5	392,158	45,941	346,217	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	大 学 卒	66	40.0	378,850	44,038	334,812	
	短 大 卒	16	42.8	332,209	44,792	287,417	
技 術	高 校 卒	30	47.9	453,409	50,740	402,669	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	・ 技 術 主 任	48	43.2	383,192	59,245	323,947	
関 係	大 学 卒	23	38.8	375,649	62,531	313,118	
	短 大 卒	3	40.8	359,551	57,819	301,732	
	高 校 卒	22	48.0	394,302	56,005	338,297	
職 種	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 員	433	39.4	306,677	33,030	273,647	
	大 学 卒	202	34.6	328,155	40,879	287,276	
職 種	短 大 卒	45	40.9	284,197	28,477	255,720	
	高 校 卒	183	44.0	288,758	25,895	262,863	
	中 学 卒	3	56.5	290,747	8,100	282,647	
職 種	技 術 係 員	346	39.3	365,648	59,184	306,464	
	大 学 卒	158	37.3	411,517	72,112	339,405	
	短 大 卒	35	36.1	298,512	57,151	241,361	
職 種	高 校 卒	151	42.0	332,671	46,042	286,629	
	中 学 卒	2	54.0	406,616	65,698	340,918	

3 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 工 場 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	32	53.5	478,280	5,134	473,146	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職（取締役兼 任者を除く。）
	大 学 卒	14	53.4	504,866	8,657	496,209	
	短 大 卒	3	57.2	477,151	0	477,151	
	高 校 卒	15	52.8	453,692	2,873	450,819	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	40	53.4	514,129	1,781	512,348	同 上	
大 学 卒	22	53.7	573,575	1,893	571,682		
短 大 卒	4	49.0	403,643	3,637	400,006		
高 校 卒	13	53.6	463,378	0	463,378		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
事 務 部 次 長	19	52.7	435,907	3,424	432,483	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	6	53.7	460,470	0	460,470	
	2	52.0	390,439	0	390,439	
	11	52.3	430,776	5,914	424,862	
	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	14	47.9	449,796	12,185	437,611	同 上
	6	48.2	511,125	563	510,562	
	3	43.8	376,196	15,622	360,574	
	5	49.9	420,360	24,068	396,292	
	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	64	50.2	427,355	0	427,355	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	20	47.7	436,355	0	436,355	
	7	52.6	426,987	0	426,987	
	37	51.0	422,561	0	422,561	
	-	-	-	-	-	
技 術 課 長	85	50.0	391,194	7,274	383,920	同 上
	22	51.0	406,246	6,207	400,039	
	13	48.2	423,831	13,242	410,589	
	50	50.0	376,086	6,192	369,894	
	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与		(A) - (B)		
			(A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	26	47.6	378,835	27,088	351,747	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）  同 上  係の長及び係長級専門職  同 上
	大学卒	16	46.6	375,258	26,364	348,894	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	9	49.7	385,672	29,640	356,032	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	22	46.9	346,189	30,539	315,650	
	大学卒	6	45.5	339,025	4,190	334,835	
	短大卒	7	46.5	352,380	56,413	295,967	
	高校卒	9	48.1	346,150	27,981	318,169	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 関 係 職 種	事務係長	124	45.1	357,988	45,357	312,631	係の長及び係長級専門職  同 上
	大学卒	42	42.9	352,680	40,430	312,250	
	短大卒	20	44.6	368,352	52,734	315,618	
	高校卒	61	46.7	355,894	45,328	310,566	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	138	45.1	378,927	60,187	318,740	
	大学卒	50	44.2	394,392	58,799	335,593	
	短大卒	18	44.9	381,046	76,246	304,800	
	高校卒	69	45.8	369,238	57,630	311,608	
	中学卒	*	*	*	*	*	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
事 務 主 任	95	42.3	311,441	34,913	276,528	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	32	39.4	318,855	33,226	285,629	
	19	41.2	300,026	32,075	267,951	
高 校 卒	44	44.8	310,978	37,365	273,613	同 上
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
技 術 主 任	71	40.7	338,427	57,127	281,300	同 上
	17	38.8	361,263	63,676	297,587	
	11	40.3	330,291	56,414	273,877	
高 校 卒	43	41.5	331,481	54,720	276,761	同 上
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	577	40.6	262,918	29,633	233,285	同 上
	149	36.3	272,187	31,242	240,945	
	101	40.2	245,144	20,888	224,256	
高 校 卒	322	42.6	264,179	31,575	232,604	同 上
	5	48.7	264,558	33,230	231,328	
	476	37.5	277,397	41,809	235,588	
技 術 係 員	161	35.2	293,855	48,280	245,575	同 上
	71	34.5	247,343	30,605	216,738	
	244	39.8	275,283	40,799	234,484	
中 学 卒	-	-	-	-	-	同 上
	-	-	-	-	-	

4 規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	-	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	7	48.4	429,065	29,714	399,351	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
大 学 卒	5	47.5	431,290	41,600	389,690	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	2	50.5	423,500	0	423,500	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	9	47.8	481,325	12,681	468,644	同 上
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	2	48.0	499,924	57,066	442,858	
高 校 卒	6	48.8	486,627	0	486,627	
中 学 卒	-	-	-	-	-	



職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事務部次長	*	*	*	*	*	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	*	*	*	*	*	
技 術	技術部次長	3	43.8	384,803	59,153	325,650	同 上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	2	45.5	365,153	31,929	333,224	
関 係	事務課長	10	50.6	435,501	20,144	415,357	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	6	53.0	459,112	0	459,112	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	3	47.2	390,407	67,147	323,260	
職 種	技術課長	19	46.8	376,858	20,114	356,744	同 上
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	3	50.2	451,050	0	451,050	
	高校卒	15	46.4	358,046	25,219	332,827	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考		
			きま って 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) - (B)			
							(A)	(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	*	*	*	*	*	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	*	*	*	*	*		同 上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	51	46.3	335,865	28,871	306,994	係の長及び係長級専門職		
大学卒	17	44.0	384,177	24,617	359,560			
短大卒	5	47.9	336,700	21,354	315,346			
高校卒	29	47.4	307,401	32,660	274,741			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係長	28	41.9	300,155	45,884	254,271	同 上		
大学卒	5	44.5	295,098	20,898	274,200			
短大卒	3	38.2	338,619	78,486	260,133			
高校卒	20	41.9	295,649	47,241	248,408			
中学卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま って支 給す る給 与	うち 時間 外手 当	(A) - (B)		
							(A)
	人	歳	円	円	円		
事務	事務主任	46	43.1	348,998	15,827	333,171	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	大学卒	19	42.0	379,616	25,229	354,387	
	短大卒	9	45.1	362,637	13,734	348,903	
	高校卒	17	43.6	314,475	6,292	308,183	
	中学卒	*	*	*	*	*	
技術	技術主任	15	34.8	290,787	65,401	225,386	同 上
	大学卒	5	32.3	249,711	39,875	209,836	
	短大卒	4	40.3	328,258	68,345	259,913	
	高校卒	6	33.2	300,037	84,711	215,326	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係	事務係員	196	38.8	239,671	19,886	219,785	
	大学卒	44	34.8	275,986	20,898	255,088	
	短大卒	33	37.7	199,160	17,258	181,902	
	高校卒	119	40.6	237,478	20,240	217,238	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職種	技術係員	88	39.3	273,484	37,747	235,737	
	大学卒	19	34.9	300,494	55,321	245,173	
	短大卒	15	39.2	288,983	36,424	252,559	
	高校卒	52	40.3	254,565	30,648	223,917	
	中学卒	2	53.5	392,531	65,281	327,250	

その2 その他の職種

規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与		(A) - (B)		
			(A)	うち 時間外手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	*	*	*	*	*	見習、外国語の電話交換手を除く。  業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	-	-	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	5	52.7	243,846	7,504	236,342	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	6	57.8	640,683	0	640,683	
	大 学 教 授	22	58.0	534,644	0	534,644	
	大 学 准 教 授	19	47.1	433,619	0	433,619	
	大 学 講 師	11	40.4	398,881	0	398,881	
	大 学 助 教	-	-	-	-	-	
職 種	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	2	54.5	533,621	3,950	529,671	
	高 等 学 校 主 幹 教 諭 ・ 指 導 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	44	45.8	414,568	26,920	387,648	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) } { 2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長 } 構成員3人以上の室(係)の長 { 下記研究員より上位の者(研究所長の職 名を有する者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。) }
	研 究 部 (課) 長	2	43.5	393,550	0	393,550	
	研 究 室 (係) 長	-	-	-	-	-	
	主 任 研 究 員	2	39.0	217,408	18,036	199,372	
	研 究 員	14	31.5	285,225	31,589	253,636	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)		
							円
医 療	病 院 長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副 院 長	2	52.0	2,042,180	0	2,042,180	}{ 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	3	50.5	1,827,733	0	1,827,733	
	医 師	9	49.4	1,328,620	0	1,328,620	
	歯 科 医 師	2	31.5	890,750	0	890,750	
関 係 職	薬 局 長	2	54.0	444,126	22,757	421,369	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	9	40.8	395,075	21,998	373,077	
	診療放射線技師	11	43.6	344,384	7,604	336,780	
	臨床検査技師	20	38.1	312,254	11,649	300,605	
	栄 養 士	9	35.7	269,040	26,796	242,244	
	理学療法士	33	31.4	282,317	14,707	267,610	
	作業療法士	40	32.3	265,405	8,001	257,404	
種	総 看 護 師 長	2	56.5	558,961	0	558,961	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	20	50.3	434,175	19,910	414,265	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	74	39.1	310,093	9,384	300,709	
	准 看 護 師	43	48.1	317,733	6,581	311,152	

その3 再雇用者  
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きま つて 支 給 す る 給 与  (A)	う ち 時 間 外 手 当  (B)	(A) - (B)	
支 店 長 ・ 工 場 長	-	-	-	-	-	その1の1規模計の備考欄参照
60歳男性	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 部 長	10	64.3	390,156	0	390,156	
60歳男性	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 部 次 長	3	62.2	340,000	3,333	336,667	
60歳男性	*	*	*	*	*	
事 務 ・ 技 術 課 長	2	61.5	276,500	0	276,500	
60歳男性	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	*	*	*	*	*	
60歳男性	*	*	*	*	*	
事 務 ・ 技 術 係 長	4	64.0	211,027	3,152	207,875	
60歳男性	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 主 任	-	-	-	-	-	
60歳男性	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 係 員	121	62.5	225,406	8,357	217,049	
60歳男性	24	-	244,126	12,483	231,643	

第18表 民間における初任給の改定状況

学 歴		項 目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増 額	据置き	減 額	
山 形 県	大 学 卒	規 模 計	22.5%	[ 27.6 ]%	[ 70.2 ]%	[ 2.2 ]%	77.5%
		500人以上	36.8	[ 29.8 ]	[ 64.5 ]	[ 5.7 ]	63.2
		100人以上 500人未満	21.7	[ 26.4 ]	[ 73.6 ]	[ 0.0 ]	78.3
		50人以上 100人未満	10.5	[ 25.0 ]	[ 75.0 ]	[ 0.0 ]	89.5
	高 校 卒	規 模 計	27.3	[ 22.8 ]	[ 77.2 ]	[ 0.0 ]	72.7
		500人以上	17.7	[ 18.7 ]	[ 81.3 ]	[ 0.0 ]	82.3
		100人以上 500人未満	31.3	[ 18.0 ]	[ 82.0 ]	[ 0.0 ]	68.7
		50人以上 100人未満	28.2	[ 36.4 ]	[ 63.6 ]	[ 0.0 ]	71.8
全 国	大 学 卒	規 模 計	49.3	[ 34.3 ]	[ 65.5 ]	[ 0.2 ]	50.7
		500人以上	87.8	[ 48.9 ]	[ 51.1 ]	-	12.2
		100人以上 500人未満	53.6	[ 30.3 ]	[ 69.4 ]	[ 0.3 ]	46.4
		50人以上 100人未満	23.9	[ 25.0 ]	[ 75.0 ]	-	76.1
	高 校 卒	規 模 計	29.1	[ 36.8 ]	[ 62.7 ]	[ 0.5 ]	70.9
		500人以上	51.5	[ 49.0 ]	[ 50.6 ]	[ 0.4 ]	48.5
		100人以上 500人未満	29.3	[ 33.5 ]	[ 66.1 ]	[ 0.4 ]	70.7
		50人以上 100人未満	18.5	[ 30.3 ]	[ 69.1 ]	[ 0.6 ]	81.5

(注) [ ]内は、採用がある事業所を100としたときの割合である。

第19表 民間における家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

	家族手当 制度がある	配偶者に対する家族手当の見直し予定			
		配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者に対する 家族手当を見直す 予定又は見直す ことについて 検討中	税制及び社会保障 制度の見直しの 動向等によっては 見直すことを検討 する	配偶者に対する 家族手当を 見直す予定がない (検討も行って いない)
山形県	75.8 %	(83.8) %	[10.3] %	[ 7.0] %	[82.7] %
全 国	77.9	(83.9)	[14.2]	[13.3]	[72.5]

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

第20表 民間における家族手当の支給月額状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額	
	山 形 県	全 国
配 偶 者	13,285円	13,422円
配 偶 者 と 子 1 人	20,049円	19,651円
配 偶 者 と 子 2 人	25,837円	25,339円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合	
	山 形 県	全 国
支 給	36.5%	50.6%
非 支 給	63.5%	49.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満	30,000円以上 31,000円未満

備考 県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。



第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模		係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
山 形 県	規 模 計	52.8%	47.2%	49.3%	50.7%	49.3%	50.7%
	500人以上	66.0	34.0	60.8	39.2	60.8	39.2
	100人以上 500人未満	47.8	52.2	42.7	57.3	42.7	57.3
	50人以上 100人未満	51.8	48.2	52.6	47.4	52.6	47.4
全 国	規 模 計	55.2	44.8	51.6	48.4	50.5	49.5
	500人以上	55.4	44.6	46.3	53.7	45.2	54.8
	100人以上 500人未満	57.2	42.8	54.2	45.8	53.0	47.0
	50人以上 100人未満	51.5	48.5	49.6	50.4	48.7	51.3

《参考》民間給与との職務階層別の対応関係表

行政職給料表	民 間 対 応 職 種		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	企業規模 50人以上 100人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長
8 級	課 長		
7 級		課長代理	課 長
6 級	係 長		
5 級		主 任	主 任
4 級	係 員		
3 級		主 任	主 任
2 級	係 員		
1 級			

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

## 4 生計費及び労働経済指標関係資料

### 平成30年4月の標準生計費算定方法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別標準生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

(注) 全国の標準生計費「1人世帯」とは、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成30年4月分の値を算定したものである。

第23表 山形市における費目別・世帯人員別標準生計費

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	26,810 円	42,890 円	53,270 円	63,650 円	74,030 円
住 居 関 係 費	48,910	53,600	48,200	42,790	37,390
被 服 ・ 履 物 費	2,490	8,690	9,980	11,280	12,570
雑 費 I	25,800	23,310	43,230	63,160	83,080
雑 費 II	13,090	29,910	37,060	44,200	51,340
計	117,100	158,400	191,740	225,080	258,410

《参考》全国における費目別・世帯人員別標準生計費（人事院算定）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	25,490 円	40,770 円	50,640 円	60,510 円	70,380 円
住 居 関 係 費	47,720	52,300	47,030	41,750	36,480
被 服 ・ 履 物 費	2,580	9,010	10,350	11,690	13,020
雑 費 I	32,860	29,680	55,050	80,430	105,800
雑 費 II	8,280	18,930	23,450	27,970	32,480
計	116,930	150,690	186,520	222,350	258,160

第24表 労働経済指標

項 目 年 月	賃金・労働時間（毎月勤労統計調査）											
	山形県						全国					
	きまって支給する給与				総実労働時間数		きまって支給する給与				総実労働時間数	
	(調査産業計)		うち 所定内給与		(調査 産業計)	うち 所定外 労働 時間数	(調査産業計)		うち 所定内給与		(調査 産業計)	うち 所定外 労働 時間数
金額	前年 同月比	金額	前年 同月比	金額			前年 同月比	金額	前年 同月比			
(千円)		(%)		(時間)	(時間)	(千円)		(%)		(時間)	(時間)	
平成29年 4月	258.5	1.6	234.5	1.3	159.9	12.9	295.0	0.3	268.9	0.6	153.1	13.2
5月	254.8	1.3	232.4	1.6	150.4	12.3	289.1	0.5	264.8	0.7	144.7	12.3
6月	258.4	1.6	235.5	1.5	164.6	12.6	291.5	0.4	267.3	0.7	154.2	12.3
7月	259.4	2.0	236.1	2.1	160.7	13.0	291.3	0.4	267.1	0.6	150.5	12.4
8月	254.4	0.7	231.7	0.3	152.3	12.4	289.3	0.4	265.3	0.4	144.5	12.0
9月	255.9	0.8	232.6	0.7	157.8	12.8	291.1	0.7	267.1	0.8	148.4	12.5
10月	257.8	0.9	233.4	0.4	158.3	13.4	291.6	0.2	266.6	0.4	149.7	12.8
11月	261.0	1.9	235.0	1.3	160.5	14.1	291.8	0.4	266.0	0.4	150.9	13.1
12月	261.1	1.6	234.6	0.9	160.1	14.6	291.9	0.4	266.0	0.5	148.9	13.2
平成30年 1月	260.0	2.2	235.5	2.2	149.7	12.6	290.0	0.7	265.6	0.8	139.0	12.0
2月	261.2	2.2	235.4	1.8	154.7	13.4	290.0	0.2	265.3	0.4	143.1	12.4
3月	261.8	2.2	238.0	2.1	157.9	13.0	293.8	0.8	268.4	0.9	147.6	12.9
4月	261.6	1.2	237.9	1.5	160.5	12.7	296.6	0.6	270.7	0.7	150.9	13.0
5月	258.8	1.6	236.2	1.6	156.8	12.3	292.7	1.2	268.3	1.3	146.6	12.4
6月	262.1	1.5	238.8	1.5	165.0	12.9	295.1	1.3	270.2	1.1	152.7	12.4
資料出所	山形県企画振興部						厚生労働省					

- (注) 1 (p)の付されている数値は速報値である。  
 2 「実質国内総生産 (GDP)」は平成23年基準、「きまって支給する給与」の前年同月比、「うち所定内給与」の前年同月比、「国内企業物価指数」、「常用雇用指数」及び「消費者物価指数(総合)」は平成27年基準である。  
 3 「きまって支給する給与」、「うち所定内給与」、「総実労働時間数」、「うち所定外労働時間数」及び「常用雇用指数」は事業所規模30人以上の数値である。

生計費（家計調査）				物 価			雇 用			生 産
消費支出（名目） （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）				消費者物価指数 （総合）		国内 企業 物価 指数	常用雇 用指数 （調査 産業計）	完全 失業率 （季節 調整値）	有効求 人倍率 （季節 調整値）	実 質 国内 総生産 （GDP）
全 国		山 形 市		全 国	山形市					
金 額 （千円）	前 年 同月比 （%）	金 額 （千円）	前 年 同月比 （%）	前 年 同月比 （%）	前 年 同月比 （%）	前 年 同月比 （%）	前 年 同月比 （%）	（%）	（倍）	前期比 （%）
329.9	△ 2.4	307.4	△ 4.5	0.4	0.9	2.1	1.6	2.8	1.47	0.5
315.2	2.8	282.3	△ 29.7	0.4	0.8	2.1	1.8	3.0	1.49	
296.7	7.2	329.0	△ 14.0	0.4	0.9	2.2	1.5	2.8	1.50	
308.8	2.1	349.2	△ 23.2	0.4	0.7	2.5	1.7	2.8	1.51	0.6
301.6	0.0	312.3	△ 11.8	0.7	1.2	2.9	1.4	2.8	1.52	
295.2	△ 0.4	314.0	△ 2.8	0.7	0.9	3.0	1.7	2.8	1.53	
313.7	2.6	343.5	2.3	0.2	0.6	3.5	1.8	2.8	1.55	0.2
301.2	2.4	311.6	△ 0.4	0.6	0.7	3.5	1.8	2.7	1.56	
352.1	0.8	380.5	1.7	1.0	0.7	3.0	1.5	2.7	1.59	
317.7	3.4	327.9	△ 2.7	1.4	1.1	2.7	1.4	2.4	1.59	△ 0.2
289.2	△ 3.0	292.5	3.9	1.5	1.4	2.6	1.6	2.5	1.58	
335.0	△ 0.6	383.0	20.1	1.1	0.8	2.1	1.5	2.5	1.59	
335.0	1.5	372.1	21.0	0.6	0.2	2.1	1.2	2.5	1.59	(p)
312.4	△ 0.9	366.8	29.9	0.7	0.7	2.7	1.3	2.2	1.60	0.7
292.0	△ 1.6	290.7	△ 11.6	0.7	0.4	2.8	1.3	2.4	1.62	
総 務 省						日 本 銀 行	厚 生 労 働 省	総 務 省	厚 生 労 働 省	内 閣 府